

東京都自動運転サービスの実現に向けた事業費補助金交付要綱

令和6年6月18日

都市基交第241号

(目的)

第1条 この要綱は、区市町村や交通事業者（以下「区市町村等」という。）による路線バス、コミュニティバス、デマンド交通等の地域公共交通に自動運転サービスを導入する事業に対し、その経費の一部を補助することにより、公共交通への自動運転サービスの導入を促進し、誰もが移動しやすい利便性の高い都市、人・モノ・情報の自由自在な移動や交流が可能な都市の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 路線定期運行 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第3条の3第1号で定める運行態様をいう。
- 二 路線不定期運行 道路運送法施行規則第3条の3第2号で定める運行態様をいう。
- 三 区域運行 道路運送法施行規則第3条の3第3号で定める運行態様をいう（道路運送法第4条第1項に定める一般乗合旅客自動車運送事業者に委託等を行う場合も含む。）。
- 四 交通空白地有償運送 道路運送法施行規則第49条第1号で定める運送をいう。
- 五 自動運転 運転者ではなくシステムが、運転操作に関わる認知、予測、判断及び操作を代替して行い、車両を自動で走らせることをいい、システムによる車両制御機能、運転の主体及び道路や地域など、走行環境に関する条件の観点から、5つのレベルに分類される。
- 六 レベル4自動運転 ODD(運行設計領域/限定領域)と呼ばれる決められた制限下(走行場所等)で、全ての運転操作を自動化した状態をいう。
- 七 自動運転システム 自動運転を行うシステムのことをいう。
- 八 自動運転車両 自動運転システムを搭載して、自動運転が可能な車両のことをいう。
- 九 特定自動運行 道路交通法第2条第17の2号で定める運行をいう。
- 十 路車協調施設 レベル4自動運転の実現に向けて、自動運転車両の視覚支援、自己位置推定支援及び信号連携を行うために必要なカメラ、センサ、磁器マーカ等施設をいう。

(補助対象事業)

第3条 この補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、区市町村等が実施する路線定期運行、路線不定期運行、区域運行及び交通空白地有償運送の事業に自動運転車両を導入し、レベル4自動運転による運行を目指す事業であること。

- 2 短期間の実証実験ではなく、通年かつ継続的に実施する事業を対象とする。

(実施主体)

第4条 補助事業の実施主体（以下「補助事業者」という。）は、区市町村等（交通空白地有償運送の場合は、特定非営利活動法人及び道路運送法施行規則第48条の主体を含める。）とする。ただし、補助事業者は、補助事業の運営を他の団体等に委託、助成、協定締結による共同実施等により実施することができる。

(補助対象経費)

第5条 この補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に要する経費のうち、レベル4自動運転の運行体制を構築し道路交通法に規定する特定自動運行の許可を受けるまでの期間における次の各号に掲げる経費とする。

- 一 人件費 保安員・遠隔監視員等の自動運転に必要な人件費
 - 二 自動運転車両に関する修繕費 自動運転車両に関するシステムやセンサの保守点検・運用等の自動運転のために必要な修繕費
 - 三 路車協調施設に関する修繕費 路車協調施設に関する保守点検・運用等の自動運転のために必要な修繕費
 - 四 自動運転車両に関する償却費 自動運転車両に関するシステムやセンサの運用等の自動運転のために必要な償却費
 - 五 路車協調施設に関する償却費 路車協調施設に関する運用等の自動運転のために必要な償却費
 - 六 その他の経費 上記以外でレベル4自動運転の実現に向けた調査費等の自動運転の導入に当たって必要と認められる経費
- 2 前項の補助対象経費は、国庫補助金その他の補助金等の交付を受けている場合においては、これを除いた額とする。
- 3 第1項の補助対象経費は、申請年度の運行開始の日から3月31日までの期間に要した額とする。

(補助金の額等)

第6条 この補助金の交付額は、予算の範囲内であって、かつ、前条の補助対象経費に対し月当たり350万円を限度とする（1千円未満の端数は切り捨てる。）。

(補助金の交付申請)

- 第7条 補助事業者は、この補助金の交付を申請しようとするときは、補助金交付申請書（第1号様式）に関係書類を添付して、知事に提出しなければならない。
- 2 原則として、消費税及び地方消費税は補助対象経費から除外するものとする。ただし、消費税及び地方消費税の納付義務がないなどの一部の補助事業者については、消費税及び地方消費税を補助対象経費に含めるものとする。

(補助金の交付決定及び通知)

第8条 知事は補助事業者から前条による補助金の交付申請のあった事業について、所要の審査を行い、予算の範囲内において、補助金交付に当たっての条件を付して、補助金の交付又は不交付を決定する。

2 前項の規定により、交付の決定をしたときは補助金交付決定通知書（第2号様式）により、不交付の決定をしたときは補助金不交付通知書（第2-2号様式）により補助事業者に通知する。

(交付申請の撤回等)

第9条 知事は、前条第2項の規定による通知を行う場合において、補助事業者が当該通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、当該通知受領後14日以内に交付申請の撤回をすることができる旨を通知する。

2 補助事業者は、前項に規定するほか、交付申請後に申請を取り下げようとするときは、遅滞なくその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助の条件)

第10条 知事は、第8条の規定による補助金の交付決定に当たり、必要な条件を付することができる。

(補助事業の計画変更の申請)

第11条 補助事業者がその交付申請の内容を変更しようとするときは、あらかじめ補助事業計画変更承認申請書（第3号様式）を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

(変更決定及び通知)

第12条 知事は、前条に規定する申請があった場合において、所要の審査を行い、当該申請の内容が適正であると認めたときは、補助金交付決定額の変更を行うことができる。

2 知事は、補助金交付決定額を変更したときは、補助金交付決定額変更通知書（第4号様式）により区市町村等に通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止の承認申請)

第13条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、速やかに補助事業中止（廃止）承認申請書（第5号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(事故報告)

第14条 補助事業者は、補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに補助事業事故報告書（第6号様式）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第 15 条 補助事業者は、知事の求めに応じて、補助事業の遂行の状況について報告しなければならない。

(遂行命令等)

第 16 条 知事は、補助事業の円滑で適正な執行を図るため必要があるときは、補助事業者が第 17 条に基づき提出する実績報告書や、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第 2 項の規定による調査等により、補助事業者に対して補助事業の運営や経理等の状況について検査を行い、又は報告を求めるものとする。

2 前項の規定による検査又は報告の結果、補助事業が第 8 条の交付決定の内容及び条件に従って遂行されていないと認めるときは、その補助事業者に対し、交付決定の内容及び条件に従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずること（以下「遂行命令」という。）ができる。

3 補助事業者は、前項の規定に基づき、遂行命令の通知を受けたときは、これに応じなければならない。

4 補助事業者が第 2 項の遂行命令に違反したときは、知事は補助事業者に対して当該補助事業の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第 17 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき、又は補助事業が完了しない場合であっても東京都の会計年度が終了したときは、速やかに実績報告書（第 7 号様式）に関係書類を添付して知事に提出し、事業の実績を報告しなければならない。

2 前項の規定は、第 13 条の規定により知事が補助事業の廃止の承認をした場合について準用する。

(補助金の額の確定)

第 18 条 知事は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、当該実績報告書の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業の成果が第 8 条の規定による補助金の交付決定の内容及び第 10 条の規定により当該交付決定に付した条件に適合するものと認めたときは、補助金の額を確定し、補助金確定通知書（第 8 号様式）により補助事業者はその旨を通知する。

(補助金の支払)

第 19 条 補助事業者は、第 18 条による額の確定通知を受けた場合において、補助金の支払を受けようとするときは、補助金支払の請求書（第 9 号様式）を知事に提出しなければならない。

2 補助金の支払は、申請年度ごとに一括支払とする。

(是正のための措置)

第20条 知事は第18条の規定による審査の結果、補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるために必要な措置を命ずることができる。

(財産処分の制限)

第21条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

2 補助事業者は、知事の承認を受けずに取得財産等をこの補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

3 補助事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（第10号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付決定の取消し)

第22条 知事は、補助事業者が次の各号の一に該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は、交付決定の内容若しくはこれに付けた条件を変更することができる。

一 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき、又は受けようとしたとき。

二 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に違反したとき。

三 廃業、倒産等により補助事業の実施が客観的に不可能となったとき。

四 第3条で定めた補助事業に該当しないとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用する。

(補助金の返還)

第23条 知事は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助事業者に補助金が支払われているときは、期限を定めて、その返還を命じる。

(違約加算金及び延滞金)

第24条 知事が第22条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、前条の規定により補助金の返還を命じたときは、補助事業者は、当該命令に係る補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、当該補助金の額（一部を納付した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額。）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 知事が補助金の返還を命じた場合において、補助事業者が定められた納期日までに納付をしなかったとき、補助事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、そ

の未納付額につき、年10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365 日の割合とする。

（違約加算金の基礎となる額の計算）

第25条 前条第1項の規定による違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てる。

（延滞金の基礎となる額の計算）

第26条 第24条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

（帳簿の保管義務）

第27条 補助事業者は、補助対象事業に関する収支を明らかにした帳簿を備え、補助事業の完了後5年間保存しなければならない。

（非常災害の場合の措置）

第28条 非常災害等による被害を受け、事業の遂行が困難となった場合の補助事業者の措置については、知事が指示するところによる。

（申請書等の提出先）

第29条 この要綱に定める補助金の交付申請等の書類は、東京都都市整備局都市基盤部交通企画課に提出するものとする。

（その他）

第30条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）の定めるところによる。

2 この要綱による補助期間は、施行日から令和9年度末までとする。

附 則

この要綱は、令和6年6月18日から施行する。